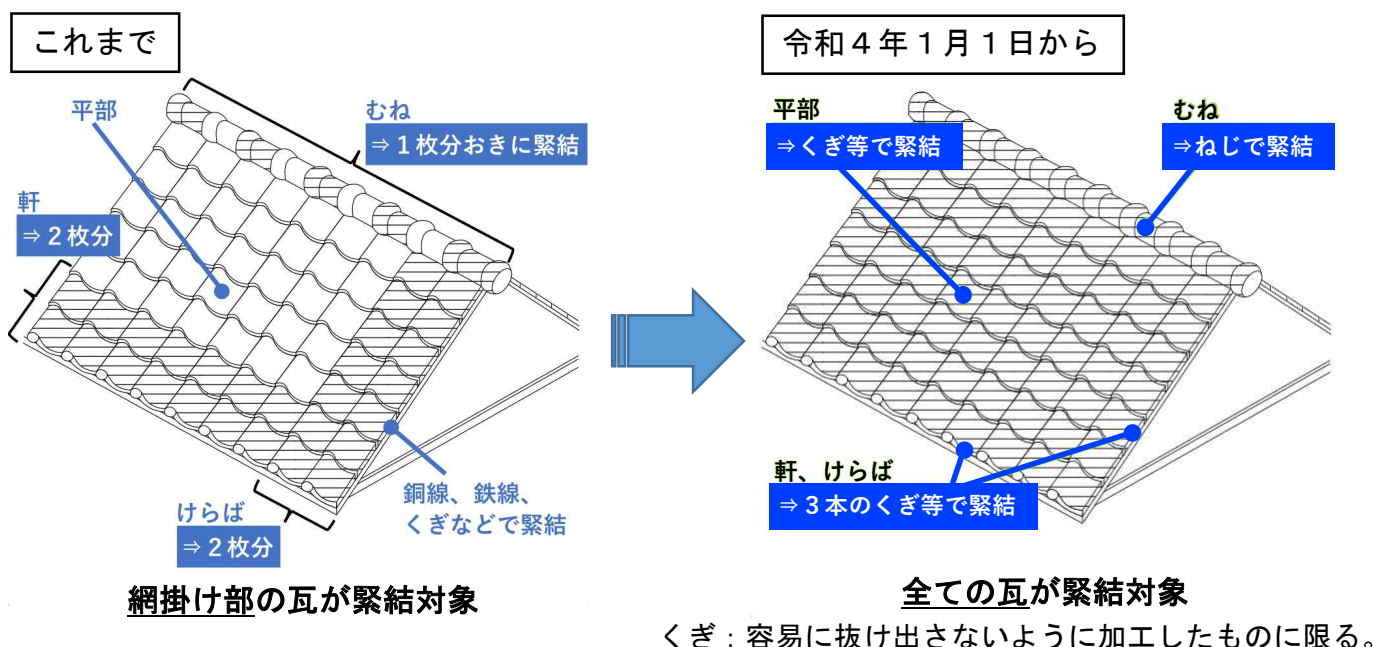


# 瓦屋根の耐風診断および耐風改修にかかる費用を支援します。

近年、強い台風の上陸により、建築物の瓦が脱落、飛散するなどの大きな被害が発生しています。このような被害を防ぐために、令和4年1月から瓦の緊結方法等を定める基準が改正されました。

## 1 改正の概要

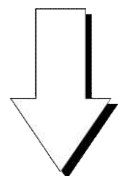


## 2 補助の流れと対象となる費用

ステップ1

**耐風診断**

有資格者等(かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、又は建築士等)が瓦の緊結方法等を定める基準に適合しているか診断



耐風診断費(税抜)の2/3の額。最大 **2万1千円補助**

ステップ2【基準に不適合の場合】

**耐風改修**

基準に適合する瓦屋根、スレート屋根や金属屋根等に『全面改修』

工事費(税抜)または屋根面積(m<sup>2</sup>) × 2万4千円のいずれか低い額の23%の額。  
最大 **55万2千円補助**

### 3 補助の対象となる建築物

#### 耐風診断

次の全ての要件に該当するもの

- ・宮崎市内に存するもの
- ・令和3年12月31日以前に着工された建築物で、屋根が粘土瓦またはプレスセメント瓦葺きのもの
- ・建築物に明らかな法令違反のないこと

#### 耐風改修

次の全ての要件に該当するもの

- ・上記の耐風診断の要件に該当するもの
- ・耐風診断の結果、瓦の緊結方法等を定める基準に適合していないと診断されたもの

### 4 補助の対象者

次の全ての要件に該当するもの

- ・上記の補助の対象となる建築物の所有者、管理者または、占有者（管理者、占有者の方は、所有者からの同意書が必要となります。）
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団関係者でないこと

### 5 申込受付期間

令和6年5月20日（月）～令和6年11月22日（金）

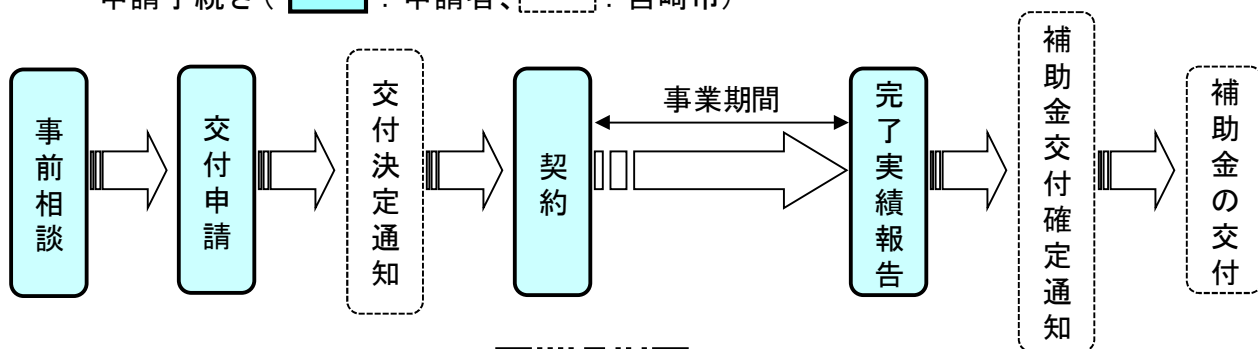
- ・申請受付は『先着順』、予算額に達し次第終了します。
- ・変更承認申請の提出期限は令和6年11月29日（金）までです。
- ・令和7年2月28日（金）までに事業完了の確認ができるものが対象となります。

### 6 申請の流れ

耐風診断と耐風改修それぞれ申請が必要となります。

交付決定の前に契約、着手した場合は、補助の対象となりません。

申請手続き（：申請者、：宮崎市）



詳しくは市ホームページへ

宮崎市 瓦屋根

検索



問い合わせ先  
宮崎市建築行政課 安全推進係  
電話：0985-21-1813